


出張報告届

令和2年 11 月 17 日

吹田市議会議長様

会派名 自由民主党絆の会

出張者氏名 白石 透 

里野 善徳 












下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	京都テルサ東館2階(京都市南区)	
期間	令和2年11月16日から11月16日まで1日間	
出張の成果	別紙のとおり	
備考	議員・職員のための 議員の発言権を活用する～質問・不穏当発言を中心に～ in 京都 「議員の発言権(基礎編)」 「議員の発言権(活用編)～効果的な質問・質疑のチェックポイント」	認 印
		会派代表者 

吹田市議会事務局
2.11.17
受付

(株) 地方議会総合研究所

報告書

議員の発言権 (基礎編) (活用編)

日程：11月16日

場所：京都テルサ 東館2F 会議室

講師：(株) 地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦氏

議員の発言権は「議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できることをいう。」と、発言自由の原則がある一方、地方自治法132条には普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

静岡県議会会議規則81条には、議員は議会の品位を重んじなければならぬ。とある。

例として平成27年9月の柏原市長不倫問題での質問事項で市長の不倫問題を追及する質問は地方自治法132条「個人の私生活にわたる言論」に該当し不可であるが、市における職員を含めた公務員の倫理について市長の不倫問題を事例として出しながら追及するのは、会議規則における県の一般事務に該当するため可能だとの解説があ

った。

いずれにしても発言は慎重に考えてからすべきであって、常に冷静に発言する必要性を感じた。

さて、質問内容についての項では、やたらと講師曰く、質問の内容は現状確認の質問が多く、確認に終わっている例が多いとの指摘。ではなく現状をきっかけにこれを掘り下げていくことが大事で、住民の望むのは自分たちに密接にかかわる部分なので、これを行政に伝えて対応してもらうことを望んでいることを、忘れてはならないとの弁。もっともだと思う。

また、後半の応用編において、議会の質問について、例えば、沖縄県議会などで、嘉手納基地に関する質問はあり得るが、一般質問において、集団的自衛権行使を可能とする安全保障関連法案などをめぐる質問があったが、国の事務にまったく権限はなく、一般質問の対象にならない例などの解説があった。

最後に、効果的な質問を行うにあたってチェックポイントとして、

- ① 地方公共団体における施策や事業の取組や進捗状況・実施時期・方針・予定だけを確認する質問
- ② 多数の論点を入れすぎた質問。あれもこれも限られた時間で聞こ

うとすればどうしても広く、浅くになってしまい、消化不良となる可能性が高い。

③ 質問議員の選挙区等の個別的・地域的事項に基づく質問は全体利益を十分に勘案したうえで一般質問とする必要性。

④ 根拠や証拠のない質問

⑤ 当該地方公共団体が関与できない事務に関する質問

⑥ 議員としての政治信条の表明・自らの思いの表明のみに終始する質問。

⑦ 何を質問したいのかわからない質問

⑧ 先進地の事例を取り入れることを要求する質問。

⑨ 住民からの要望意見をそのまま本会議で述べる質問。

等、現実的に私たちに大変身近な事柄として講義があった。

改めて認識させられた。今後の議員活動につなげたい。